

科研費（基金分）継続課題に係る支払請求書の作成上のお願い
(令和 8 (2026) 年度版)

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の継続課題に係る支払請求書の提出については、以下を参照の上、請求書を提出してください。

1、提出書類

支払請求書（様式 F-2-1）

2、必要に応じて提出する書類

- ①研究分担者変更承認申請書（様式 F-9-1）
 - ②補助事業廃止承認申請書（様式 F-5-1）
 - ③海外における研究滞在等による研究中断承認申請書（様式 F-13-4）
- ※②および③を提出する場合は支払請求書（様式 F-2-1）を提出せず、
科研費担当者を通じ研究推進課研究資金係までお知らせください。

3、提出期限（学内締切）

令和 8 年 2 月 20 日（金）

4、提出方法

科研費電子申請システム (<https://www-shinsei.jsp.s.go.jp/kaken/>)

5、留意事項

（1）安全保障貿易管理情報の登録について

令和7（2025）年度に助成を受ける課題から、支払請求時に「安全保障貿易管理情報」（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の輸出規制にあたる貨物の輸出・技術の提供が予定されているか否か）の登録が必須となります。研究代表者及び研究分担者全員が「安全保障貿易管理情報」を登録していない場合、支払請求書を送信することができません。

（2）令和7（2025）年度内に、補助事業を廃止または海外における研究滞在等に伴う研究中断を行う研究課題の取り扱いについて

令和8（2026）年度の支払請求は行わず、「補助事業廃止承認申請書（様式F-5-1）」又は「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書（様式F-13-4）」を速やかに提出してください。

なお、支払請求書提出後に該当することが明らかとなった研究課題がありましたら、所属部局科研費担当者を通じ研究推進課研究資金係にお知らせください。

（3）支払請求書提出後に研究代表者が所属する研究機関を変更する場合について

令和8年4月1日以降の転出等により、「研究代表者所属研究機関変更届（F-10-1）」を提出する予定でも、支払請求書（様式F-2-1）は本学にて提出する必要があります。転出に伴う科研費の移管等については、所属部局科研費担当者を通じ研究推進課研究資金係へご相談ください。

（4）産前産後の休暇、育児休業の取得または海外における研究滞在等に伴い研究を中断している研究課題について

令和 8（2026）年度中に研究中断期間が終了する予定の研究課題については、支払請求書（F-2-1）を提出してください。

令和 8（2026）年度すべて研究中断に該当する場合、支払請求書の提出は不要です。

※海外における研究滞在等に伴い研究を中断している研究課題の再開については、研究開始（再開）期限の 1 か月程度前（4 月 1 日の再開を希望する場合は 2 か月程度前）に「海外における研究滞在等による研究中断からの研究再開届（様式 D-17）」の提出が必要です。

（5）分割請求について

所要見込額（令和 7（2025）年度未使用見込額（直接経費）+ 令和 8（2026）年度請求額（直接経費））が 300 万円以上となる場合には、令和 8（2026）年度直接経費請求分を前期分、後期分に分ける必要があるため、それぞれの時期に必要な額を分割して請求して下さい。

（6）請求（予定）額の変更について

令和 8（2026）年度の支払請求にあたり、請求額を「支払予定額（継続課題）」（2026 年度）から変更する場合には、変更後の交付（予定）額、変更後の研究実施計画を入力してください。

なお、後年度の予定額の一部を前倒しして令和 8（2026）年度に請求を行う場合は、「前倒し支払請求の必要性、前倒しを求める背景」欄、「後年度の交付予定額を減額しても研究目的を達成できる理由」欄それについて具体的に入力してください。

（7）令和 8（2026）年度の助成金の請求を必要としない研究課題について

研究計画の進捗状況により、令和 8（2026）年度の支払請求を必要としない場合（令和 8（2026）年度の支払請求額が 0 円であっても）、令和 7（2025）年度未使用見込額、所要額、役割分担、変更後の請求（予定）額、研究実施計画について記載が必要ですので、必ず支払請求書を作成し提出してください。

（8）令和8（2026）年度科研費の公募において、「研究計画最終年度前年度応募」を行った場合

令和8（2026）年度科研費の公募において「研究計画最終年度前年度応募」を行った新規応募課題が採択された場合には、その基となった継続課題については令和7（2025）年度をもって廃止する必要があります。基となつた継続課題の支払請求書を提出した場合であつても、令和8（2026）年度の研究費は交付されません。

なお、「研究計画最終年度前年度応募」を行った新規応募課題が不採択となつた場合には、基となつた継続課題について支払請求書に基づき研究費の交付が行われます。

（9）研究分担者について

支払請求書（様式F-2-1）では研究分担者の変更手続きはできません。

研究分担者を変更する場合（令和8年4月1日以降退職等により科研費応募資格を喪失する分担者を外す場合等）には、必要に応じて「研究分担者変更承認申請書（様式F-9-1）」により申請してください。

なお、削除予定の研究分担者については、所要額、請求額には「0」を入力し、役割分担等に「削除予定」と入力してください。

研究分担者を追加する場合には、「科研費の使用について不正な使用や不正行為を行わないこと」について約束すること、「所属する研究機関の取扱に従い研究倫理教育の受講等を行ったこと」等について確認してください。

令和7（2025）年度に分担者の所属が変更となった場合には、科研費電子申請システムにて研究分担者の所属研究機関を変更し、分担者と分担者所属研究機関の承諾を得てから支払請求書を作成してください。

※分担金の送金について

令和7（2025）年度以降の支払請求書記載の研究分担者の分担金は、日本学術振興会から研究分担者所属機関に直接送金が行われます。

（分担金配分申出書の作成・提出は不要です。）

令和8年4月1日以降に研究分担者が機関を移動する場合、直接送金された分担金を移管する必要がありますので、異動先機関・担当部署情

報を所属部局科研費担当者を通じ研究推進課研究資金係へお知らせください。

※本案内その他、F-2-1 記入例、作成上の注意もご確認ください。やむを得ず提出期限までに支払請求書を提出できない場合や、上記の点以外にご不明な点がありましたら、所属部局科研費担当者を通じ研究推進課研究資金係までお尋ねください。

日本学術振興会ホームページ

<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/>